

# 令和3年8月伊奈町農業委員会総会議事録

令和3年8月25日（水）

## 議 事 録

会 議 名 令和3年8月 伊奈町農業委員会総会

招集月日 令和3年8月25日(水)

開会時刻 午前10時00分

閉会時刻 午前11時15分

招集場所 上下水道庁舎 第1会議室

応招委員(農業委員)

加藤 泰三 齋藤 誠一 齋藤 勝明 高山 貢一 青木 久眞  
大塚 俊雄 戸井田武夫

応招委員(農地利用最適化推進委員)

渡辺 久夫 大島 久雄 中村 仁  
計 10名

欠席委員(農業委員) 小林 久夫 白幡 武悟 秋山 英章 蓮見 紳一  
(農地利用最適化推進委員) 細田 光一 加藤 幹夫

議事録署名 大塚 俊雄 加藤 泰三

事務局職員 中本局長、岡野補佐、川田係長、工藤主任

### 会議経過及び結果

開会 伊奈町農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長が会議の議長となる

議事録署名委員の指名 伊奈町農業委員会会議規則第13条第2項による署名委員の指名  
事務局長

定刻となりましたので、只今から令和3年8月の農業委員会総会を開催いたします。

新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言期間中であることから、出席委員を減らしての総会となります。

本日は、農業委員は7名の出席でございます。

推進委員は3名の出席でございます。

伊奈町農業委員会会議規則第6条の規定に基づく、定足数を満たしておりますので、本会が成立しますことをご報告いたします。

それでは高山会長代理、開会のあいさつをよろしく申し上げます。

会長代理 高山会長代理 あいさつ

会長 戸井田会長 あいさつ

伊奈町農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長が会議の議長となる

(10:00開会)

議長

ただいまから、令和3年8月の農業委員会総会を開会します。

本日の議事録署名委員につきましては、大塚俊雄委員、加藤泰三委員を指名しますので、よろしく申し上げます。ここで暫時休憩します。

(10:03休憩)

(〇〇〇〇委員退席)

(10:04再開)

議長

休憩を解いて、会議を再開します。

第1号議案内の除外案件1番につきましては、〇〇〇〇委員が関係する案件でありますので、伊奈町農業委員会会議規則第10条の規定により休憩中に退席いただきました。議事には加わらないこととなります。はじめに、第1号議案、農地法第5条の規定による許可申請審議を行います。番号15番を議題といたします。事務局から議案の朗読と内容の説明をお願いします。

事務局

第1号議案番号15番について議案書1ページにある土地の表示、申請人住所・氏名及び申請事由等説明。

今回の申請地は、令和3年2月に除外の申出書が提出され、同年4月に除外のご審議いただいた案件になります。令和3年8月3日付けで除外認可公告を行ったものです。本案件は〇〇〇〇さん、〇〇さんが〇〇である〇〇〇〇さんが所有している農地に自己用住宅を建築する事業計画になります。

それでは事前にお配りいたしました「第1号議案番号15番関係資料」をご覧ください。

資料1ページは申請書になります。

続いて2ページ目は申請地の案内図になります。〇〇の〇〇〇〇〇〇の〇に位置する申請地としめしている土地になります

資料3ページは理由書となっております。理由書に記載されておりますが、現在事業計画者は〇〇〇にある賃貸アパートに住んでおりますが、両親の面倒を見るため実家の隣接地である本申請地に自己用住宅の建築を計画したとのことです。

資料4ページ5ページは土地の全部事項証明書。

資料6ページは公図の写し

資料7ページから9ページは土地利用計画図、建物の図面になります。

資料10ページから14ページは資金調達計画書、見積書、金融機関からの事前審査の結果になります。

資料15、17ページは現在住んでいるアパートの賃貸借契約書の写し。

資料18ページから20ページは申請者の住民票。

資料21ページから24ページは印鑑証明書。

資料25ページ、26ページは資産をもっていない証明書。

資料27ページは農振除外の証明書

資料28ページは委任状になります。

それでは、申請地における立地基準と一般基準につきまして順次ご説明いたします。まず、立地基準といたしましては、申請の土地は第2種農地に区分されます。2種農地のあてはまる要件といたしましては、「宅地化の状況から見て、第3種農地に該当することが見込まれる区域に近接する区域内にある農地で、その規模がおおむね10ha未満である。近接する区域とは、市街化区域からおおむね500m以内農地」に該当いたします。申請地は、〇〇〇〇から約260mのところに位置し、農地の広がりも1.5haと10ha未満です。また、第2種農地は、代替性も審査の対象となりますが、理由書の記載内容から、代替地に立地は困難であると考えます。法定記載・法定添付書類や現地等から判断しても、問題ないものと考えます。次に一般基準ですが、こちらは事業実施の確実性と周辺農地に対する被害防除について検討していただくものです。法定記載・法定添付書類等を確認したところ、特に問題となる事項は見当たりませんでした。立地基準・一般基準ともに許可の条件を備えておりま

すので、農地転用はやむを得ないものと思われま。農地法第5条の規定による許可申請につきまして、許可相当との意見をそえて知事宛送付してよろしいかご審議願います。また、不許可相当及び許可の条件を付して送付する場合、その内容につきましてご審議願います。事務局からの説明は以上でございます。

議長

本地区担当の中村仁推進委員さん、意見等ありましたら願います。

中村仁推進委員

3日前に現地を確認いたしました。すでに、トラクターで耕されてまして、草もない状況でした。地権者とも話をしましたが、土留めなどの対策もするとのことなので、今回の農地転用はやむを得ないものだと考えます。

議長

それではほかの農業委員さん、推進委員さんからご意見、ご質疑等がありましたら発言を願います。ご意見並びにご質疑がありませんので、これより採決をします。申請のとおり可決・決定し、許可相当の意見を付して知事に進達することに賛成の方は挙手願います。

各委員

挙手「全員」

議長

挙手全員です。よって、15番については、申請のとおり可決・決定し、許可相当の意見を付して知事に進達することに決定しました。暫時休憩します。

(10:25 休憩)

(〇〇〇〇委員復席)

(10:26 再開)

議長

休憩を解いて、会議を再開します。次に、番号16番を議題といたします。事務局から議案の朗読と内容の説明を願います。

事務局

第1号議案番号16番について議案書1ページにある土地の表示、申請人住所・氏名及び申請事由等説明。

今回の申請地は、令和2年2月に除外の申出書が提出され、同年4月に除外のご審議いただいた案件になります。令和2年8月19日付けで除外認可公告を行ったものです。

本案件は〇〇〇で訪問介護施設を運営している〇〇〇〇〇〇〇〇〇が事業を伊奈町に拡大し介護施設を建設、運営する事業計画になります。

それでは事前にお配りいたしました「第1号議案番号16番関係資料」をご覧ください。

資料1ページは申請書になります。

続いて2ページ目は申請地の案内図になります。〇〇〇〇〇〇の東で太線でしめしているところになります。

資料3ページは理由書となっております。理由書に記載されておりますが、現在事業計画者は〇〇〇で訪問介護を運営しており、通所介護、介護予防、リハビリ生活支援総合事業を展開しておりますが、〇〇〇の住民の利用が増えたことにより、町内で事業を拡大することを計画し、本申請地に介護施設の建築を計画したとのことです。

資料6ページ7ページは土地の全部事項証明書。

資料8ページは公図の写し

資料 9 ページから 13 ページは土地利用計画図、建物の図面になります。

資料 14 ページから 20 ページは資金調達計画書、見積書、金融機関の貸付承認書、残高証明書になります。

資料 21、22 ページは申請地と駐車場の土地を借り受ける内容がわかる合意書。

資料 23 ページから 35 ページは法人の履歴事項証明書と定款。

資料 36、37 ページは印鑑証明書。

資料 38 ページは除外証明書。

資料 39 ページは委任状になります。

それでは、申請地における立地基準と一般基準につきまして順次ご説明いたします。まず、立地基準といたしましては、申請の土地は第3種農地に区分されます。第3種農地のあてはまる要件といたしましては、「水道管、下水道管、ガス管のうち2種類が埋設された道路の沿道で500m以内に2つ以上の教育施設、医療施設等がある農地」に該当いたします。申請地は、前面に水道管、ガス管が埋設されており、〇〇〇〇まで約480m、〇〇〇〇まで約80mに位置しております。よって第3種農地の転用は、立地基準におきましては、許可することができます。次に一般基準ですが、こちらは事業実施の確実性と周辺農地に対する被害防除について検討していただくものです。法定記載・法定添付書類等を確認したところ、特に問題となる事項は見当たりませんでした。立地基準・一般基準ともに許可の条件を備えておりますので、農地転用はやむを得ないものと思われまます。農地法第5条の規定による許可申請につきまして、許可相当との意見をそえて知事宛送付してよろしいかご審議願います。また、不許可相当及び許可の条件を付して送付する場合、その内容につきましてご審議願います。

事務局からの説明は以上でございます。

議長

担当地区委員の大塚俊雄委員さんから、補足説明等ありましたらお願いします。

大塚俊雄委員

日曜日に現地を確認してきました。事業計画者には話は聞いていません。地権者からは話できました。現地は3方を高い生垣に囲まれています。中はうなっておりきれいに管理しております。事業が遅れたことに関しては、コロナの関係で事業資金が苦しくなったのだと地権者は聞いております。事業実施については問題ないと思います。

議長

本地区担当の加藤幹夫推進委員ですが、本日招集していないため、事務局より意見等の代読をお願いします。

事務局

23日に現地を確認したところ除外時には数本あった雑木が伐採しており、適切に管理されており、問題ないとのことです。

議長

それではほかの農業委員さん、推進委員さんからご意見、ご質疑等がありましたら発言をお願いします。ご意見並びにご質疑がありませんので、これより採決をします。申請のとおり可決・決定し、許可相当の意見を付して知事に進達することに賛成の方は挙手願います。

各委員

挙手「全員」

議長

挙手全員です。よって、16番については、申請のとおり可決・決定し、許可相当の意見を

付して知事に進達することに決定しました

続きまして、会務報告及び許可状況報告を事務局長から申し上げます。中本局長よろしくお願ひ  
します。

中本事務局長

- 会務報告
- 農地転用許可状況、届出状況

議長

続きまして、事務局から事務連絡をお願いします。

事務局

(事務連絡)

- 共進会（文化祭）の実施内容について
- 農業委員会が必要と認める書類について  
(農地転用申請書押印廃止に伴い協議するもの)
- 農地パトロールについて
- 農地利用最適化活動活性化研修会

議長

以上で、報告並びに事務連絡を終わります。ただいまの報告並びに事務連絡につきまして、  
質疑等何かありますか。

続きまして、次回の総会の日程につきまして、ご協議をお願いします。

9月27日、水曜日、上下水道課、2階、第1会議室、午前10時00分で調整をお願いします。  
以上で、本日の議事は終了しました。これをもちまして、閉会とします。

(11:15閉会)

上記会議の顛末を記載し、その内容に相違ないことをここに署名する

令和3年8月25日

会 長

---

署名委員

---

署名委員

---